

供給約款等以外の供給条件認可申請書

沖電お営営発第 55 号

平成 27 年 12 月 1 日

経済産業大臣 林 幹雄 殿

沖縄県浦添市牧港五丁目 2 番 1 号

沖 縄 電 力 株 式 会 社

代表取締役 大 嶺 満
社 長

電気事業法第 21 条第 1 項ただし書の規定により次のとおり供給約款等以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

| | |
|---------------|------------------------|
| 料金その他の供給条件の内容 | 別紙のとおり |
| 実施期日および実施期間 | 平成 28 年 1 月 1 日以降相当の期間 |

別 紙

料金その他の供給条件の内容ならびに実施期日および実施期間

平成 27 年台風 21 号の影響により当社供給区域内のお客さまに多大な被害が発生し、沖縄県八重山郡与那国町やえやまぐんよなぐにちょうに災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された八重山郡与那国町やえやまぐんよなぐにちょうにおいて被災されたお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの平成 27 年 8 月（支払期限日が 9 月 28 日以降となるものに限る。）、9 月および 10 月料金計算分の電気料金の早収期間ならびに支払期限を各々 1 カ月間延長する。
2. 被災されたお客さまが被災日から引き続き全く電気を使用されない場合は、被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から 6 カ月に限り、電気料金を免除する。
3. 被災されたお客さまが被災時から引き続き全く電気を使用せず需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行った場合で、その申込みが平成 28 年 3 月末日までに行われ、かつ、その申込みの内容が次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。
 - (1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。
 - (2) 契約負荷設備、契約設備電力または契約電力が被災時の需給契約の契約負荷設備、契約設備電力または契約電力をこえないこと。
4. 被災されたお客さまが被災後、臨時電灯または臨時電力の申込みを行った

場合で、その申込みが平成 28 年 3 月末日までに行われたときは、その臨時工事費を免除する。

5. 業務用電力、業務用季節別時間帯別電力、業務用ウィークエンド電力、業務用電力Ⅱ型、低圧電力、高圧電力A、季節別時間帯別電力A、臨時電力、農事用電力、予備電力および深夜電力の被災されたお客さまで、契約電力が 500kW 未満の場合は、電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては、平成 28 年 3 月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

6. 被災されたお客さまが被災後、引込線、計量器、その付属装置および区分装置の取付位置の変更の申込みを行った場合で、その申込が平成 28 年 3 月末日までに行われ、かつ、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、原則として、その初回の工事に要した費用を免除する。

附 則

本供給条件実施の際現に供給約款等以外の供給条件（平成 27 年 10 月 2 日付け 20151002 資第 7 号認可。）の適用を受けているお客さまについては，本供給条件の規定を適用する。

電気事業法施行規則第 27 条の規定に基づく添付書類

(電気事業法施行規則第 27 条第 1 号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

(電気事業法施行規則第27条第1号)

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

供給約款又は選択約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

災害救助法適用地域の沖縄県八重山郡与那国町^{やえやまぐんよなくにちょう}において被災されたお客さまに対しては、現在、供給約款等以外の供給条件（平成 27 年 10 月 2 日付け 20151002 資第 7 号認可。）を設定しておりますが、今回の電気供給約款等の変更にあたりましても、引き続き同一の取扱いといたしたく、認可申請する次第であります。